

2. 集落戦略（集落の将来像）

2-1 協定農用地の将来像を踏まえた集落の現状（複数可）

集落の現状	担い手の詳細
☐ 担い手等が確保できており、耕作を継続していく	
	☐ 農業者（協定内）【 XXXXXXXXXX 】 農地所有適格法人、農業生産組織等（協定内）【具体名：〇〇】 農業者（協定外）【具体名：〇〇】 農地所有適格法人、農業生産組織等（協定外）【具体名：〇〇】
☐ 担い手等が確保できているが、すべての委託希望は受けられない	
	☐ 農業者（協定内）【 XXXXXXXXXX 】 農地所有適格法人、農業生産組織等（協定内）【具体名：〇〇】 農業者（協定外）【具体名：〇〇】 農地所有適格法人、農業生産組織等（協定外）【具体名：〇〇】
☐ 担い手等が確保できていない	
☐ 耕作を継続していきたいが、耕作条件の悪い農地がある	
☐ 耕作を継続していきたいが、農業所得が低い	
☐ 耕作を継続していきたいが、法面や水路・農道等の管理が過重な負担となっている	
☐ 鳥獣被害が深刻であり、耕作意欲が減退している	
集落の自治（コミュニティ）機能が低下しており、生活に支障・不安が生じている 具体的内容：〇〇～（具体的に記載）	
☐ その他（自由記載） ・担い手について、現協定者は全員、当面（今後5年から10年程度）、協定農用地の耕作、維持管理を続けていく意向であるが、その後の次世代の担い手確保は、見通せない状況にある。 ・協定内の法人農業者を中心とした共同作業化を進めていきたいが、協定農用地すべてを請け負うことはできない。共同作業グループの育成、拡充が必要である。 ・特に、水路、道路、畦畔や隣接林地の草刈り、真夏の防除作業、有害鳥獣対策が負担となっており、協定者の耕作意欲の減退につながっている。 ・圃場の再整備、水路等の災害復旧（小規模なものを含む）など、行政による推進施策が必要。 ・中山間直払金に係る事務作業や制度適用のしぼりなどが負担になっており、これらを軽減し、取り組みやすい継続可能なものにして欲しい。	

2-2 集落の現状を踏まえた対策の方向性（複数可）

対策の方向性	担い手の詳細
☐ 耕作放棄の懸念はなく、集落の課題もないことから、対策は不要	
☐ 協定内で担い手を育成・確保	☐ 農業者 農地所有適格法人、農業生産組織等 ☐ 新規就農者
☐ 協定外で担い手を確保	☐ 農業者（協定外） 農地所有適格法人、農業生産組織等（協定外）
☐ 基盤整備等により耕作条件を改善	
☐ 農産物の高付加価値化により所得の向上を図る	
☐ 新たな作物の導入により所得の向上を図る	
☐ 省力化技術の導入や外注化等により労働負担の軽減を図る	
☐ 耕作継続が困難な農用地の林地化	
☐ 放牧利用による農用地の管理	
☐ 鳥獣被害防止対策の実施	
☐ 集落の自治（コミュニティ）機能の強化	
☐ その他（自由記載） ・次世代の担い手を確保するため、転出若者の手伝い、通い耕作を促すとともに、保有機械の持ち寄りも含めた協定内の共同作業化を進める必要がある。 ・畦畔や圃場隣接地の草刈りや、特に真夏期の防除作業の省力化を図るため、無人草刈り機や防除ドローンなどの導入を検討する。 ・谷あいの狭隘部や奥部の土地については、日照も悪く、鳥獣被害も頻発し耕作の継続が困難であるため、林地化を含めた検討を進める。	

2-3 具体的な対策に向けた検討（複数可）

※「2-2 集落の現状を踏まえた対策の方向性」で「対策は不要」とした場合は、記載不要

検討を要する事項	
	特に懸念はなく、協定参加者で実施していく
○	協定参加者だけでは検討が困難であり、外部（市町村・都道府県を含む）から助力を得たい
	他の協定との広域化を考えたい
○	中山間地域等直接支払交付金の加算措置を活用したい
○	対策に活用可能な補助事業等を紹介してほしい
	その他（自由記載）

2-4 今後の対策の具体的な内容及びスケジュール（決まり次第掲載）

※「2-2 集落の現状を踏まえた対策の方向性」で「対策は不要」とした場合は、記載不要

解決策	いつ	どこで	何を	誰が
耕作が見込めない農地の活用策の検討	令和4年度から随時	耕作が見込めない農地	集落の機能、景観が維持できる作物、植栽、林地化について話し合う	集落協定者全員（適宜、その他農地所有者を含む地域住民の方全員）
農作業の共同化	令和4年度から随時	集落の全農地 ※協定者単独で耕作できる農地を除く	中山間直払交付金を活用して ・共同作業グループ育成、拡充	集落協定者全員
防除機材の導入、作業の委託化	令和4年度から随時	・集落の全農地 ※協定者単独で防除できる農地を除く	中山間直払交付金を活用して ・防除機材の導入 ・防除作業の委託	集落協定者全員
イノシシ捕獲柵の設置	令和4年度から随時	・鳥獣被害が多発する場所	中山間直払交付金を活用して捕獲柵を設置 ※免許者に委託	集落協定者全員

2-5 農業生産活動等の継続のための支援体制

（第5期対策の期間中に、協定農用地において農業生産活動等の継続が困難な農用地が発生した場合の支援体制）

第5期対策期間中の農業生産活動等の継続のための支援体制	
	農地所有適格法人が支援する【具体名：〇〇】
	J Aが支援する【具体名：〇〇】
	集落営農組織が支援する【具体名：農林水産営農法人】
	農業者が支援する【具体名：〇〇】
○	協定参加者で役割分担しつつ、農用地の維持管理を行う
○	その他（自由記載） ・共同作業グループの育成、拡充を図り、協定参加者がそれぞれ担う作業や役割分担について話し合う

※上記の支援体制によってもなお、当該農用地で農業生産活動等の継続が困難となった場合には、集落協定代表者は、速やかに市町村、農業委員会等に当該農用地に対する利用権の設定等又は農作業受委託の斡旋等を申し出ることとする。

※結果として、当該農用地で農業生産活動等の継続が困難となった場合には、当該農用地分のみ、交付金の返還が必要（本人の病気や高齢化、家族の病気など、不可抗力等の場合は交付金の返還は免除）。

